

青森短期大学教務委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森短期大学教務委員会（以下「委員会」という）の必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 委員会は、学長の命を受けて次の事項につき協議する。

- (1) 青森短期大学学則第2章、第3章及び第6章に関する事
- (2) その他教務の運営管理に関する事項

(委員)

第3条 委員は、教授、准教授、講師、助教及び助手の中から、学長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(教授会への付議)

第5条 委員会は、第2条の協議結果を教授会に付議するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の事務は事務局が処理する。

附 則

この規程は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。